

(3) 役員等選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本会」という。）定款第19条に定める役員を選出について定める。

第2章 選出方法

(互選による理事候補者の選出)

第2条 理事候補者を互選により選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- 1) 加盟都道府県団体が互選により推薦する者 12名以内
- 2) 加盟競技団体が互選により推薦する者 3名以内
- 2 前項第1号の加盟都道府県団体が互選により推薦する場合は、次の各号に定める人数の範囲内とする。
 - 1) 北海道、東北、関東（東京都を除く）、北信越、東海、近畿、中国、四国及び九州の各ブロック（別表に定める地域ブロックをいう。以下同じ。）より各1名、東京都より1名 (10名)
 - 2) 東日本地区（北海道、東北、関東、北信越、東海の各ブロック）及び西日本地区（近畿、中国、四国、九州の各ブロック）よりそれぞれ地区を代表する学識経験者各1名 (2名)
- 3 第1項第2号の加盟競技団体が互選により推薦する場合、日本学生卓球連盟、全国高等学校体育連盟卓球専門部及び日本卓球リーグ実業団連盟より各1名とする。 (3名)

(会長及び理事会による理事候補者の選出)

第3条 理事候補者を会長及び理事会が選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- 1) 理事会が推薦する学識経験者 2名以内
- 2) 会長が推薦する者 6名以内

(監事候補者の選出)

第4条 監事候補者は、東日本地区・西日本地区より各1名、関東ブロックより1名をそれぞれの地区・ブロックから互選により推薦する。なお、改選にあたっては1名を留任とすることが望ましい。

第3章 参事

(参事)

- 第5条 本会役員に準ずる役職として「参事」を置く。
- 2 「参事」は豊富な専門知識で理事会を補佐するものとして、理事会の推挙により、会長が委嘱する。
 - 3 「参事」は若干名とし、その任期・処遇は理事に準ずるものとする。

第4章 特別顧問

(特別顧問)

- 第6条 本会役員に準ずる役職として「特別顧問」を置くことができる。
- 2 「特別顧問」は理事会を補佐するものとして、理事会の推挙により、会長が委嘱する。
 - 3 「特別顧問」は一名とし、その任期・処遇は理事に準ずるものとする。

第5章 定年制

(定年制)

- 第7条 役員（理事及び監事）、参事、専門委員に定年制を適用する。
- 2 定年は、改選年度の4月1日現在において満70歳未満とする。但し、第2条第2項第2号及び、第3条第1号に掲げる学識経験者を理事候補として選出する場合には定年を満75歳とする。

第6章 補則

(規程の変更)

- 第8条 この規程は理事会の決議によって変更することができる。

- 附 則 この規程は、平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成25年3月9日一部改訂、平成25年4月1日より施行する。

別表 地域ブロック

地区	地域ブロック	都道府県
東日本	北海道ブロック	北海道
	東北ブロック	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東ブロック	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
	北信越ブロック	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海ブロック	静岡、愛知、三重、岐阜
西日本	近畿ブロック	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
	中国ブロック	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国ブロック	香川、徳島、愛媛、高知
	九州ブロック	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄